平成２４年（フ）第５３９号
静岡市清水区千歳町14番32号
破産者　株式会社ギグインターナショナル・ジャパン
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８号
静岡市葵区芝原17番６号
破産者　株式会社四葉社
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４４号
京都府久世郡久御山町東一口40番地
破産者　株式会社小田商店
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
大阪府阪南市自然田466―49、商業登記簿上の本店所在地大阪府阪南市さつき台２丁目４番６号
破産者　前田金属工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９号
広島市安佐南区高取南２丁目46番16号
破産者　サカイ建工株式会社
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８４号
熊本市南区城南町東阿高1002番地１
破産者　合資会社リゾートイン
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
沖縄県名護市字親川255番地の２
破産者　有限会社丸洋産業
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２９１号
青森市久須志４丁目１番25号
破産者　青森相互印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３２号
埼玉県越谷市東越谷３丁目４番地９アヴァンティ101号、破産手続開始決定時の住所東京都清瀬市旭が丘３丁目373番地１クレール槇101号
破産者　佐藤　浩一
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
東京都あきる野市秋川１丁目２番地２レクセルマンション秋川203号
破産者　式場　徳昭
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８２号
東京都八王子市大和田町３丁目５番９号
破産者　福島　秀史
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２４０号
東京都国立市青柳292番地の５
破産者　和泉　俊介
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８４号
横浜市瀬谷区卸本町9308番23
破産者　株式会社上総屋商店
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１号
長野県伊那市東春近4902番地４
破産者　小林　和彦
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１１９号
静岡県御殿場市二枚橋45番地の11
破産者　有限会社マレシ
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４８２号
京都市伏見区竹田七瀬川町370、商業登記簿上の本店所在地京都市伏見区川東町８番地の11
破産者　有限会社堀工芸舎
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
松江市東奥谷町40番地６
破産者　有限会社竹内タイル
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２号
松江市上東川津町1983番地
破産者　有限会社アートクラフト設計事務所
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７号
島根県浜田市日脚町111番地
破産者　北陽木工株式会社
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１６９号
香川県高松市番町３丁目５番15号
破産者　生活協同組合香川県労働者住宅協会
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７４号
長崎市小浦町４番地４
破産者　有限会社丸井タクシー
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
長崎県長崎市小浦町４番地４
破産者　有限会社丸井自動車整備工場
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係